

伊根町の人流・交通誘導の最適化に向けた調査業務 公募要領

1. 目的

伊根町では、観光来訪の過度な集中に伴う交通誘導・駐車場・滞留・マナー等の課題について対策を講じており、住民生活と観光の両立を図るため、関係者が参画する「伊根町オーバーツーリズム対策協議会」を設置し、現状把握等に基づき課題を整理し、関係者の知見を踏まえて合議により対策案を取りまとめていく方針である。

本業務では、直近の課題として捉える駐車場周辺の交通誘導を最適化する等、より効果・効率的な混雑対策を図ることを目的に、必要な基礎調査を実施する。

2. 業務概要

別添「伊根町の人流・交通誘導の最適化に向けた調査業務仕様書」のとおり

3. 委託上限額

上限金額 2,750,000円（消費税等込）

3-1. 上限額に含む費用の範囲

本上限額には、次の費用を含むものとする。応募者は、提案内容が上限額内で実現可能となるよう、見積内訳を作成すること。なお、誘導員の配置に係る費用は町が負担する。

（1）人件費、旅費、資料作成費、通信費、印刷費等、本業務に必要な一切の費用

4. 応募資格

応募者は、次の要件を全て満たすこと。

- （1）地域交通、調査・分析等の類似業務実績を有すること
- （2）本業務を確実に履行できる体制を有すること
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと
- （5）租税を完納していること
- （6）伊根町から指名停止の措置を受けていないこと
- （7）日本国内に本店、支店、営業所等を有すること
- （8）町の契約関係規程に適合し、暴力団排除等の要件を満たすこと

5. 提案書に求める事項

応募者は、次の事項を記載した企画提案書を提出すること。

- (1) 会社概要・本業務における強み（簡潔に）
- (2) 業務理解
- (3) 調査の実施体制と実施方法（以下を含めること）
 - ・実施体制
 - ・調査員に対する指導・管理体制
 - ・アンケート及びヒアリング調査項目 等

6. 提出書類・提出方法

提出書類は、電子メールにより提出すること。提出先及び件名は「11. 質問受付及び回答」の提出先と同じ。なお、必要に応じ紙での提出を求めることがある。

- (1) 参加表明
 - ・参加申込書（プロポーザル参加表明）【様式第 1 号】
 - ・誓約書【様式第 3 号】※押印したもののスキャンデータでの提出も可。
 - ・類似業務実績一覧【様式第 4 号】（3 件程度）
- (2) 企画提案書等
 - ・企画提案書（PDF）
【様式第 5 号（1 項）、様式第 6 号（5 項以内）、様式第 7 号（1 項）】
 - ・実施体制調書（提出用）【様式第 8 号】
 - ・見積書（内訳含む）【様式第 9 号、様式第 10 号】

7. 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。審査は、書類審査により行う。なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

8. 評価基準

- (1) 非価格評価（7 割）
 - ・業務理解：20 点
 - ・調査の実施体制：30 点
 - ・誘導員の配置検討が可能なアンケート案及びヒアリング調査案の提示：20 点
- (2) 価格評価（3 割）
 - ・価格の妥当性

9. スケジュール

- ・公募開始：令和 8 年 8 月 21 日（金）
- ・参加表明提出期限：令和 8 年 8 月 28 日（金） 午後 5 時
【様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 4 号】
- ・質問受付期限：令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 5 時
- ・質問回答：令和 8 年 9 月 2 日（水）予定
- ・企画提案書等提出期限：令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時
- ・選定結果通知：令和 8 年 9 月 16 日（水）
- ・契約締結／着手：令和 8 年 9 月 25 日（金）予定

10. 問合せ先

伊根町役場企画観光課 担当：上岡

住所：〒626-0493 京都府与謝郡伊根町字日出 651

電話番号：0772-32-0502 FAX 番号：0772-32-1333

メール：ine_propo01@town.ine.lg.jp

11. 質問受付及び回答

質問は【様式第 2 号】により「10.問合せ先」にあるメールアドレスに送信されたものを受け付ける。電話による質問は受け付けない。

質問への回答は町Webサイト等で公表する（質問者名は非公表）。

件 名：メールの件名は「人流・交通誘導の最適化に向けた調査業務」とすること。

12. 留意事項（再委託禁止、個人情報管理、契約書案の確認など）

（1）契約条件

委員会において決定された優先交渉権者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで契約を行う。

- ・契約形態：プロポーザルによる選定結果に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約の手続きを行う

※別添の契約書（案）を確認しておくこと。

- ・再委託：原則禁止（必要な場合は町の書面承認を要する）
- ・成果物の利用：町が業務目的で利用できること
- ・情報管理：個人情報・機密情報の適切管理
- ・検収・支払：町の規程に基づく
- ・支払に必要な個人情報は適切に管理し、業務目的以外に使用しないこと。

（2）参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・参加資格の要件を満たさなくなった場合
- ・提出書類に不備があると主管課が判断した場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・公平な審査を阻害する行為があった場合
- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当した場合

(3) その他留意事項

- ・このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・契約締結後速やかに調査設計に着手すること。
- ・企画提案書は、1 者 1 案とする。
- ・提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・書類提出後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- ・選定に関する異議は、一切受け付けない。